XVII

感染症─今、何が問題 となっているのか?

1.新興・再興感染症から 感染症法の改正

部 庄 作 阿 札幌医科大学第三内科

1. はじめに

感染症 (infectious disease) とは病原微生物が 宿主の体内に侵入し、細胞や組織に定着し、増殖 すること (感染の成立) により、宿主が局所的 に、全身的に病的な状況の出現(感染の発症)を みた病態の総称であり、疾病により病原体、感染 経路、自他覚的症状、重症度などが異なり、非常 に多彩です。

しかし、現在までの多くの抗生物質の開発・普 及をはじめとする医療の進歩、衛生環境、生活環 境、食生活などの向上により、先進国では感染症 の多くが制御され、減少してきていると思うのは 錯覚で、新たな病原体による感染症が増加してい ます。また、現代の航空機による迅速な大量輸送 による国際化により、感染症は瞬時に世界中に流 行する可能性があります。WHOは感染症制圧の ために、国際的な新たな取り組みの必要性を提起 しました。

2. 新興・再興感染症

1996年WHOより、感染症は人類の生命を奪う 最も大きな原因で、多くの新しい感染症(新興感 染症; emerging infectious disease) が世界中に 広がりつつあり、世界各国は国際的視野に立って 対処しなければならない。という強い警告があり ました。WHOは、新興感染症を20世紀後半 (1976年以降) に新たに認識された公衆衛生上問 題となる感染症と定義し、約30種類以上の感染症 が発生しているとしています(表1)。さらに一 旦制圧されたと思われていた感染症が再び増加 し、問題になってきた感染症(再興感染症; reemerging infectious disease) についても警告し

ました。WHOは、再興感染症を既知の感染症 で、すでに公衆衛生上問題にならない程度まで減 少してきたが、再び増加してきている感染症と定 義し、約20種類の感染症をあげています(表2)。 このような新興・再興感染症の発症、流行は発展 途上の後進国ばかりではなく、先進国でも重大な 問題であることは、世界中に脅威を与えた重症急 性呼吸器症候群(severe acute respiratory syndrome: SARS) の流行、アメリカでのウエスト ナイル熱の発症と流行からも明らかです。わが国 をみても、減少し続けてきた結核が1997年に再度 増加して、厚生省は1999年7月に結核緊急事態を 宣言し、結核対策にのりだしました。現在、結核 対策の法的根拠となっている結核予防法の抜本的 改定が進められています。

3. 感染症法

このような状況から、感染症の予防、制御のた めに、1897年以来100年以上続いた伝染病予防法 を廃止し、1999年4月から、新たな感染症法(感 染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す る法律)が施行されました。この法律は感染症の 状況が急激に変化することが予想されるため、5 年ごとに見直すことにしています。1999年の施行 時から現在まで、SARSやウエストナイル熱など の新興感染症の発症に伴い、広域的な対策などが 必要となり、2003年11月に感染症法の一部が改正 されました。感染症法では、新興感染症に対応す るために、新感染症(人から人に伝染すると認め られる疾病であって、既知の感染症とその病状ま たは治療の結果が明らかに異なり、その伝染力お よび罹患した場合の重篤度から判断した危険性が 極めて高い感染症)と指定感染症(既知の感染症 で1 + 1

の中で感染症の類型が1類から3類に含まれない 感染症ですが、1類から3類の感染症に準じた対 応の必要性を生じたもの)に分けて規定していま す。

4. 感染症分類と疾患

感染症法の対象疾患を**表3**に示しました。感染症は感染力、危険性、重篤性が千差万別であり、きめ細かい対策が要求されるため、感染症法では類型化して分けています。1999年の感染症法では1類から4類に分けていましたが、2003年の改正

で1類から5類に類型化されました。

1類感染症は感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症と定義され、原則入院、消毒等の対物措置が規定されています。新たにSARSと痘そうが追加されました。

2 類感染症は感染力、罹患した場合の重篤性に 基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症 で、状況に応じて入院、消毒等の対物措置となっ ています。

3類感染症は感染力、罹患した場合の重篤性に

表 1 1973年以来明らかとなった新興感染症とその微生物

年	病原微生物	種類	疾患
1973	Rotavirus	ウイルス	小児下痢症の大半の原因
1975	Parvovirus B19	ウイルス	慢性溶血性貧血における汎血球性貧血発作 (後に伝染性紅斑の原因ウイルスであることが確定)
1976	Cryptosporidium Parvum	寄生虫	下痢症 (水系感染)
1977	Ebora virus	ウイルス	エボラ出血熱
1977	Legionella pneumophila	細菌	レジオネラ症(肺炎)
1977	Hantaan virus	ウイルス	腎症候性出血熱
1977	Campylobacter jejuni	細菌	下痢症
1980	Human T-lymphotropic virus type 1(HTLV-1)	ウイルス	成人T細胞白血病
1981	Staphylococcus aureus (毒素産生株)	細菌	毒素性ショック症候群 (Toxic Shock Syndrome:TSS)
1982	E-coli O157: H7	細菌	腸管出血性大腸炎,溶血性尿毒症症候群
1982	HTLV-II	ウイルス	Hairly cell 白血病
1982	Borrelia burgobrferi	細菌	ライム病
1983	HIV	ウイルス	AIDS
1983	Helicobacter pylori	細菌	胃潰瘍
1985	Enterocytozoon bieneusi	寄生虫	持続性下痢症
1986	Cyclospora cayetanensis	寄生虫	持続性下痢症
1986	Prion	プリオン	牛海綿状脳症
1988	Human herpesvirus-6(HHV-6)	ウイルス	突発性発疹症
1988	Hepatitis E	ウイルス	E型肝炎(腸管感染)
1989	Ehrlichia chaffeensis	細菌	エールリッヒア症
1989	Hepatitis C	ウイルス	C型肝炎
1991	Guanarito virus	ウイルス	ベネズエラ出血熱
1991	Encephalitozoon hellem	寄生虫	結膜炎:全身性疾患
1991	New specis of Babesia	寄生虫	非定型性バベシア症
1992	Vibriocholerae O139	細菌	新型コレラ
1992	Bartonella henselae	細菌	猫ひっかき病
1993	Sin Nombre virus	ウイルス	成人呼吸窮迫症候群(肺ハンタ症候群)
1993	Encephalitozoon cuniculi	寄生虫	全身性疾患
1994	Sabia virus	ウイルス	ブラジル出血熱
1995	HHV-8	ウイルス	AIDS患者のカポジ肉腫
1997	Influenza A/H5N1	ウイルス	トリ型インフルエンザのヒト感染
1999	Nipah virus	ウイルス	急性脳炎

(8)

基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症と定義され、特定職種への

表 2 この20年間でre-emerging infectious diseases (再興感染症)とみなされる疾患

ウイルス感染症 狂犬病 デング熱 黄熱病 細菌感染症 A群溶連菌感染症 (含む, 劇症型溶連菌症) Trench fever ペスト 結核 百日咳 サルモネラ 肺炎球菌感染症 コレラ ジフテリア 髄膜炎菌性髄膜炎 (流行性髄膜炎) 寄生虫・原虫感染症 マラリア 住血吸虫症 ニューロシスチセルコーシス アカントアメーバー症 リューシュマニア症 トキソプラスマ症 ランブル鞭毛虫症 (ジアルジア) エキノコックス症 (文献4から引用) 就業制限と消毒等の対物措置が規定されていま す。

4 類感染症は人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症とされ、動物の措置を含む消毒等の対物措置が規定されています。多くの疾病が追加されました。

5類感染症は国が感染症発生動向調査を行い、 その結果などに基づいて必要な情報を一般国民や 医療関係者に提供・公開していくことによって、 発生・拡大を防止すべき感染症とされ、感染症発 生状況の収集、分析とその結果の公開、提供が規 定されています。

表 4 届け出の対象となる者

7		
一類感染症	患者, 疑似症患者および無症状病 原体保有者	
二類感染症	患者,無症状病原体保有者および 政令で定める感染症の疑似症患者	
三類感染症	患者および無症状病原体保有者	
四類感染症	患者および無症状病原体保有者	
五類感染症 (厚生労働省令で定 める感染症のみ)	患者,ただし,省令で定める感染症(エイズ,梅毒)については, 無症状病原体保有者を含む	

(文献3から引用)

表 3 感染症法の対象疾患

20		
一類	エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱 (追加)…重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る.),痘そう(天然痘)	
二類	急性灰白髄炎,コレラ,細菌性赤痢,ジフテリア,腸チフス,パラチフス	
三類	腸管出血性大腸菌感染症	
四類	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、炭疽、つつが虫病、デング病、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症 (追加) …E型肝炎、A型肝炎、高病原性鳥インフルエンザ、サル痘、ニパウイルス感染症、野兎病、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症 (変更) …ボツリヌス症(「乳児ボツリヌス症(四類全数)を変更」)	
五類	(全数報告) アメーバ赤痢, ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く), クリプトスポリジウム症, クロイツフェルト・ヤコブ病, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症, 後天性免疫不全症候群, ジアルジア症, 髄膜炎菌性髄膜炎, 先天性風しん症候群, 梅毒, 破傷風, バンコマイシン耐性腸球菌感染症(定点報告) 咽頭結膜熱, インフルエンザ(高病原性鳥インフルエンザを除く.), A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, 感染性胃腸炎, 急性出血性結膜炎, クラミジア肺炎(オウム病を除く.), 細菌性髄膜炎, 水痘, 性器クラミジア感染症, 性器ヘルペスウイルス感染症, 手足口病, 伝染性紅斑, 突発性発しん, 百日咳, 風しん, ペニシリン耐性肺炎球菌感染症, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ肺炎, 麻しん(成人麻しんを含む.), 無菌性髄膜炎, メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症, 薬剤耐性緑膿菌感染症,流行性角結膜炎,流行性耳下腺炎, 淋菌感染症(変更) …バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症(全数), RSウイルス感染症(定点), 尖圭コンジローマ(定点)(「尖形コンジローム」から変更), 急性脳炎(ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く)(定点把握から全数把握に変更)	

5. 感染症発生動向調査(サーベイランス)

感染症は具体的で正確な情報を収集、分析し、世界中に公開、提供するためにサーベイランスの充実を図ることが必須です。届け出の対象となる者を類型別に表4に示しました。診断した医師は、1類から4類感染症については直ちに、5類感染症については7日以内に最寄りの保健所に届け出ることが義務づけられています。結核は2日以内となっています。

6. まとめ

新興・再興感染症の中には、われわれが生涯一度も遭遇することがないであろう感染症も多くみられます。われわれ医療従事者は、外国で局地的に発生した見聞きしたことのない感染症でも、た

とえ伝染性の強い危機的な感染症でも、適切に対応しなければならないし、医療することが要求されます。そのためには、国内外の感染症の状況に注目し、最新の情報を収集することによってのみ可能であると考えます。

参考文献

- 1) WHO; The world health report 1996, Fighting disease fostering development. 1996
- 2)日本医師会感染症危機管理対策室監修;感染症の診断・治療ガイドライン2004:日本医師会雑誌臨時増刊:132(12)、2004
- 3)感染症法研究会監修;改訂版感染症の予防及 び感染症の患者に対する医療に関する法律: 中央法規出版、東京、2004
- 4) 新興再興ウイルス感染症-現状と病態-:日本内科学会雑誌:93(11)、2004

実在する企業名をかたる「振り込め詐欺」にご注意ください!

道東の郡市医師会から、管下会員医療機関が 実在する企業名をかたる「振り込め詐欺」文書 を受けたとして、情報提供がありました。

その内容は、概略以下のとおりです。

大塚グループの株式上場第1号は、アース製薬株式会社の平成17年秋の東証第一部への上場予定が日本経済新聞の6月5日付朝刊にて発表されました。続いて本家の大塚製薬株式会社も、東証ー部上場の準備を開始しております。日頃、大・・・・カロリーメイト等を御愛顧頂いている方々に優先のに御案内させて頂いておりますが、これを機会に全国により多くかつ多方面に株主を擁する事も大切な要素となりました。そこでこの度、日頃大変お世話になり、各方面で御活躍されている方に存む場合は、

平成17年2月10日

一大塚製薬株式会社未公開株取扱一 グラハムホールディングス CO.LTD. 取扱担当者 島崎遼一 本件につき、大塚製薬株式会社札幌支店に照会したところ、事実無根の架空情報であることが判明しました。

また、北海道警察本部警察相談課に通報した ところ、「大塚製薬」は実在する企業であること から、詐欺事案として担当の捜査二課に情報提 供をするとのことでした。

会員各位には、この類いの文書に十分ご注意 いただき、通知があった場合には、最寄りの警 察署、または下記相談窓口に情報提供をお願い いたします。

記

#9110 (プッシュ回線電話、公衆電話、携帯電 話、PHS)

※このダイヤルは所轄内の相談センターに繋がります。

北海道警察本部相談センター 011-241-9110
函館方面本部相談センター 0138-51-9110
旭川方面本部相談センター 0166-34-9110
釧路方面本部相談センター 0154-23-9110
北見方面本部相談センター 0157-24-9110